

**公共事業再評価対象事業の県対応方針の決定について**  
 ～ 公共事業の再評価について、8事業を「事業継続」と決定しました ～

令和6年10月18日に開催された「第53回群馬県公共事業再評価委員会」の意見を踏まえ、以下の8業について、県の対応方針を「事業継続」と決定しました。  
 今後とも公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上に努めて参ります。

**【対応方針一覧(全て県事業)】**

議案	区分	事業名	路河川名・地区名	事業場所	県対応方針
第1号議案	河川	大規模特定河川事業	一級河川 利根川 伊勢崎・玉村工区	伊勢崎市、 玉村町	事業継続
第2号議案	河川	社会資本整備総合交付金事業(河川改修)	一級河川 井野川	高崎市	事業継続
第3号議案	河川	社会資本整備総合交付金事業(河川改修)	一級河川 蚊沼川	富岡市	事業継続
第4号議案	砂防	事業間連携砂防等事業(火山砂防)	利根川支川 奈女沢	みなかみ町	事業継続
第5号議案	砂防	事業間連携砂防等事業(急傾斜)	大栃地区	藤岡市	事業継続
第6号議案	砂防	事業間連携砂防等事業(急傾斜)	阿能川地区	みなかみ町	事業継続
第7号議案	林道	農山漁村地域整備交付金事業ほか	草喰八丁河原線	甘楽町	事業継続
第8号議案	林道	農山漁村地域整備交付金事業ほか	梅田小平線	桐生市、 みどり市	事業継続

**【公共事業再評価制度とは？】**

群馬県では、公共事業の効率性及び実施過程の透明性と一層の向上を図るため、平成10年度から公共事業再評価を実施しています。

公共事業再評価制度は、群馬県が実施している公共事業の中から、事業採択後長期間が経過している公共事業などを検証し、「継続」するか「中止」すべきかなどの再評価を行うものです。

本制度に基づく県の対応方針の決定にあたり、第三者から意見を聴く、「群馬県公共事業再評価委員会」を開催し、その意見を最大限尊重し、県の対応方針を決定するものです。